

相模三川公園内でのキッチンカーに関する仕様書（案）

1 趣旨

この仕様書は、相模三川公園（以下「公園」という。）でのキッチンカー（以下「売店」という。）の営業について定める。

2 公園の概要

(1) 公園の概要

- ア 所在地：海老名市上郷 2-1-1
- イ 面積：16.8h a
- ウ 公園種別：都市緑地
- エ 駐車場：ふれあい広場駐車場（101 台）、スポーツ広場駐車場（201 台）

(2) 売店の位置

別紙 売店位置図のとおり

(3) 営業期間、時間

- 営業期間：令和 5 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 営業時間：パークセンターの開館時間内

3 売店の運営

(1) 禁止事項

- ・飲料等について、ビンの販売は禁止する。

(2) 共通事項

- ア 販売商品について発注者からの指示があった場合は従うこと。
- イ 衛生管理
 - ・衛生管理は、受注者において全責任を負うものとし、キッチンカー内及び周辺は常に清潔に保ち、賞味及び消費期限の管理、飲食物の安全と衛生の確保等に万全を期すること。
 - ・ゴミ箱は受注者で用意し、回収したゴミは受注者で処分すること。
- ウ 安全管理
 - ・火気の取扱いについては、十分気を付け、消火器を持参すること
 - ・車両移動する際は、ハザードランプを点灯し、徐行すること。
 - ・必要に応じて公園で開催する防災訓練等に参加すること。
- エ 指導・改善勧告等
 - ・業務の内容について改善が必要な場合は、発注者による指導、改善勧告を行うことがある。
 - ・改善勧告に従わない場合は契約期間内であっても契約を解除することがある。

その際に発生した損失等の責は、すべて受注者が負う。

オ 原状復帰

受注者は、委託業務履行の際に既存の建物、設備等を損傷した場合は、速やかに発注者に届け出るとともに、その責任において同一品又は同等品により受注者の責任において速やかに原状復帰すること。

カ 報告

売上実績は、毎月末締め、翌月 5 日までに電子メールまたはファクシミリ等により報告し、10 日までに発注者が定める様式による毎月の売上高報告書と併せて提出すること。

キ その他

- ・新型コロナウイルス感染対策を行うこと。
- ・契約内容等の第三者への譲渡、又は再委託については原則としてこれを禁止し、必要がある場合は発注者へ申告すること。
- ・従業員の身分保証、健康管理及び服務規律の確保は、受注者の責任において行うこと。
- ・この仕様書に定めのない事項や運営に際し疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

4 法令等の遵守

受注者は、業務の履行に当たり次に掲げる法律その他関係法令を遵守すること。また、必要な手続等は受注者の責において行うこと。

- 食品衛生法（昭和 22 年法律 233 号）
- 労働基準法（昭和 22 年法律 49 号）
- 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- 下水道法（昭和 33 年法律 79 号）
- 廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律 88 号）

5 守秘義務

受注者及びその従業員は、委託業務の遂行上知り得た秘密一切を他に漏らしてはならない。なお、委託期間終了後、又は従業員の職を退いた後も同様とする。

6 損害賠償等

- ・受注者が故意又は過失によって第三者の権利又は法律上保護される利益を侵害し

た場合及び前項に基づく守秘義務違反行為があった場合は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のため、公園を閉園した場合の営業補償はありません。
- 災害発生等により受注者に損害が生じても、発注者はその損失は補償しません。